

随意契約理由書

件名	烏原坑外ポンプ場送水ポンプ 3 号機 分解整備
契約の相手方	株式会社荏原製作所
根拠法令	地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号に該当
随意契約の理由	
<p>1. 本件業務対象の設備は、神戸市水道局烏原坑外ポンプ場に設置されている坑外送水ポンプ（水平割両吸込多段渦巻ポンプ）である。 この設備は市街地から市北へ送水する唯一の設備となっており、故障し送水不能になると市民へ水が供給できないことになりうる。</p> <p>2. 本件業務対象の設備は、軸受が劣化してきており、主軸等の発錆も著しく連続運転が困難な状態となっているため、本件業務にて分解し、軸受や軸スリーブ、ライナリング等の不良部品を取替える。これにより、故障を未然に防止するとともに、設備の信頼性向上を図る。</p> <p>3. 本件業務対象の設備は、上記契約の相手方が独自の設計により製作を行った製品であり、本件業務の内容が機器自体の内部部品の取替、整備等を行うもので、再使用する既存部品との整合及び機器全体の調整等を行うことから、製作会社でなければ知り得ない機器内部の技術情報及び専門的技術を要するため、他の業者では業務実施は不可能である。</p> <p>以上より、本件業務実施に必要な不可欠な情報及び技術を有し、確実に履行できる者は上記契約の相手方以外にないため、随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	水道局 浄水管理センター 設備係 (電話番号 341-8994)